

（指定居宅介護支援事業所）
仙台泉・あおいホームケアサービス

運 営 規 程

（事業の目的）

第1条 医療法人社団葵会が開設する指定居宅介護支援事業所 仙台泉・あおいホームケアサービス（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定居宅介護支援事業は、要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業に不当に偏することのないよう公正中立に行う。

4 指定居宅介護支援事業は、事業の運営に当たっては、市町村介護保険担当部署、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業者及び介護保険施設、障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努める。

5 利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に研修を実施する等の措置を講じる。

6 公表制度や介護保険関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行う。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 仙台泉・あおいホームケアサービス
- 二 所在地 宮城県仙台市泉区泉中央南16番

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二 介護支援専門員 2名以上

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成及び在宅介護に関する相談及び指導等に
あたるものとする。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月31日から1月
3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

（居宅介護支援の提供方法及び内容）

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- 一 利用者の相談を受ける場所は、利用者の自宅または事業所の相談室とする。
- 二 使用する課題分析票の種類（アセスメント）は宮城県版方式を使用する。
- 三 サービス担当者会議（ケアカンファレンス）は利用者の自宅または事業所の相談室で
開催する。
- 四 月1回以上利用者の居宅を訪問する。
- 五 居宅サービス計画を利用者に同意を得て交付し、少なくとも1月に1回、居宅サービ
ス計画の実施状況の把握の結果を記録する。
- 六 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした
会議を定期的を開催する。

（利用料等）

第7条 介護サービス計画を提供した場合は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、
当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、当該国民健康保険団
体連合会に報告しなければならない。

- 2 交通費は徴収いたしません。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、仙台市と富谷市とする。

（事故発生時の対応）

第9条 指定居宅介護支援事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が
発生した場合には、速やかに利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ
なければならない。

（虐待防止のための措置に関する事項）

第10条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）を定期的に開催し、その結果を周知徹底する。
- 二 虐待防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し虐待防止のための研修を定期的に実施する。
- 四 虐待防止のための措置を適切に実施するため、管理者を責任者とする。
- 五 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、速やかに市町村に通報し、当該通報の手続きが迅速かつ適切に行われ、市町村が行う虐待に対する調査等に協力するよう努める。また、再発防止に向け委員会で検討を行う。

（その他運営についての留意事項）

第11条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員その他の従業者であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じる。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならない。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は市町村の介護保険担当課と居宅介護支援事業者管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（ハラスメント防止）

第12条 適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動（セクシャルハラスメント）又は優越的な関係を背景とした言動（パワーハラスメント）であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されること（顧客等からの著しい迷惑行為・カスタマーハラスメント）を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

この規程は、令和6年5月1日に改正する。

この規程は、令和7年6月20日に改正する。